

運 営 規 程

グループホーム「まきびの丘」

第一条 この規程は有限会社K&Kプロデュースが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第二条 本事業は、認知症により自立した生活が困難になった高齢者に対して、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の日常生活の世話、日常のメンタルケア及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を能力に応じて可能な限り自立的に営むことができるよう支援することを目的とするものである。

(運営の方針)

第三条 1、本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨、内容に沿ったものとする。
2、利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った介護サービスの提供に努めるとともに、各自の介護計画を作成して、適切な介護サービスを提供する。
3、利用者及びその家族に対して介護サービスの内容、提供方法について分かり易く説明する。
4、適切な介護技術をもって介護サービスを提供する。
5、常に介護サービスの管理、自己評価を行う。

(事業の名称及び住所)

第四条 (名称) グループホーム「まきびの丘」(以下「事業所」という)
(所在地) 倉敷市真備町市場 303-1

(職員の職務内容及び員数)

第五条 ①管理者 2名(常勤)業務の管理、職員の管理等を総括的に行う。
②計画作成担当者 1名以上(常勤または兼務)適切な介護サービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、病院との連絡、調整を行う。
③介護職員 15名以上
④事務職員 1名 事業主の指示の下、事業所の事務処理を行う。

(利用定員)

第六条 利用定員は18名とする(2ユニット)。

(介護の内容)

第七条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、衣服の着脱、移動の見守り等
- ②心理面、精神面、身体面のケア
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④利用者本人、家族に対する相談、援助

(入居に当たっての留意事項)

第八条 ①入居にあたっては、主治医の診断書等により認知症の疾患があることを確認する。
②利用者が、入院治療を要する場合は、医療機関を紹介する。
③利用者本人又は他の利用者の生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合以外は身体拘束、行動制限は行わない。

(介護計画の作成)

第九条 1、指定認知症対応型共同生活介護サービスの利用開始に際して、利用者個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画という）を作成する。
2、介護計画の作成、変更にあたっては、利用者及び家族に対し、計画の内容、実施方法を説明し、同意を得る。
3、介護計画の実施状況についての評価を常に行う。

(利用料)

第十条 1、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである時はその1割から3割の額とします。ただし、次に掲げる項目については別途支払いを受ける。

- ①居室料（家賃） 48,000 円（1 ヶ月）
- ②食材費 1,610 円（1 日）
- ③管理費（水道光熱費等） 21,000 円（1 ヶ月）
- ④レンタル料（ベッド、車椅子） 50 円（1 日）
- ⑤電気器具利用料（個人用テレビ、電気毛布等一種につき 50 円（1 日）
- ⑥おしめ等介護用品 別紙「斡旋価格表」によります。（持ち込み可）
- ⑦レクリエーション等、利用者負担が妥当であると思われる費用 実費
- ⑧理美容代 実費

但し、生活保護者についてはその者の生活保護費の範囲内で別途協議、設定する。

- 2、月の途中における入居又は退居については日割り計算とする。但し、居室料は月単位とする。
- 3、退居の際、次の利用者に配慮し、退居者から居室のリニューアル代を請求する。
- 4、利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込み又は持参により、指定期日までに受けるものとする。

(入退居)

- 第十一条 1、指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2 又は要介護者であり、認知症状態にあつて、次の各号を満たすものであること。
- ①少人数による共同生活が可能である。
 - ②自傷他傷の恐れが無い。
 - ③常時、医療機関において治療の必要が無い。
- 2、入居後に心身の状況が増悪して、前項に該当しなくなった場合、退居の相談、手続きをとる。
- 3、退居に際しては、利用者本人、家族と相談して他のサービス提供機関に移るように援助する。

(秘密保持)

- 第十二条 1、本事業所の職員は、業務上知り得た利用者本人、又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。
- 2、職員であつた者が、業務上知り得た利用者本人、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3、本事業所は、職員と雇用契約を結ぶ際に守秘に関しての誓約書を求めることができる。

(苦情処理)

- 第十三条 利用者、又はその家族からの苦情に対し、公平且つ適切に対応するために「苦情処理委員会」を設置する。

(損害賠償)

- 第十四条 1、利用者に対する介護サービスの提供に当たり、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行う。
- 2、事業所は、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第十五条 1、指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供するに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に努める。
- 2、職員は、感染症等の知識の習得に努める。

(身体制限)

- 第十六条 利用者が次に掲げる項目に当てはまる状況の時は止む得ず一時的に身体拘束を行うことが出来るものとする。
- 1、利用者又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - 2、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
 - 3、身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

なお身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(緊急対策)

第十七条 利用者の心身に異常が起こった場合は、主治医、又は協力医療機関と連携して適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第十八条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画、及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、又は消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策の企画・立案を行うものとする。

- ①防火管理者には施設長を、火元責任者には管理者を充てる。
- ②日勤、夜勤の交代時には火元確認等、火災防止の点検を行い、記録に残す。
- ③非常災害用の設備の点検は契約保守業者に依頼して、点検には管理者が立ち会う
- ④設備は、常に使用可能な状態を保持する。
- ⑤災害が発生した場合は、災害を最小限に食い止めるために、自衛消防隊を編成して任務に当たる。
- ⑥防火管理者は、職員に対して防火訓練、及び防火教育を実施し、その結果を記録し、保存する。
 - ・ 防火教育、及び基礎訓練（防火、通報、避難訓練等） 年1回以上
 - ・ 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ・ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

(虐待防止のための措置に関する事項)

第十九条 事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の防止のために次の処置を講ずる。

- 1.施設全体で虐待防止を図る目的で、虐待防止検討委員会を設置する。
責任者は施設長とする。
- 2.虐待防止のための指針に基づいた定期的な委員会や研修(年2回以上)を実施、その内容を全職員に周知徹底する。
- 3.利用者および家族からの苦情処理体制を整備する。
- 4.市町村や地域包括支援センター等と連携協力し、必要であれば成年後見制度が適切に活用されるよう支援する。
- 5.虐待等を発見した場合、職員は速やかに施設長に報告し、施設長は虐待防止のための指針に沿い対応するとともに速やかに市町村の窓口へ報告する。
- 6.その他、虐待防止の推進のための必要な措置は、虐待防止のための指針に沿い対応する。

(職員の研修)

第二十条 職員の質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②現任研修 随 時

(付則) この規程は平成17年4月14日から施行する。
この規程は平成18年4月1日より改定施行する。
この規程は平成19年5月1日より改定施行する。
この規程は平成20年5月1日より改定施行する。
この規程は平成22年1月6日より改定施行する。
この規程は平成27年4月1日より改定施行する。
この規程は平成29年3月1日より改定施行する。
この規程は平成29年4月1日より改定施行する。
この規程は平成30年8月1日より改定施行する。
この規程は令和2年4月1日より改定施行する。
この規程は令和3年4月1日より改定施行する。
この規程は令和3年12月20日より改定施行する。
この規程は令和5年6月1日より改定施行する。
この規程は令和6年1月12日より改定施行する。
この規程は令和6年4月1日より改定施行する。
この規程は令和7年4月1日より改定施行する。

以上